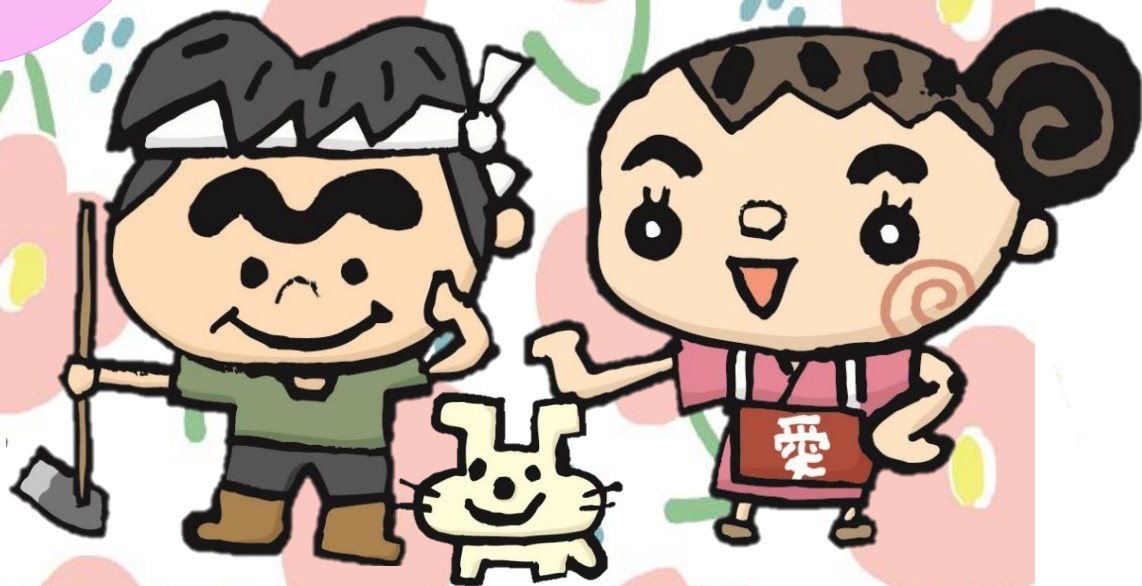


NEW 年金花道 定期貯金

**店頭金利
+0.1%**

年金受給者限定で
店頭金利に金利を上乗せ
させていただきます！



愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所金融部 TEL(0893)59-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008

喜多支所 TEL(0893)24-5843

菅田支所 TEL(0893)25-5011

新谷支所 TEL(0893)25-0521

粟津支所 TEL(0893)26-0211

脇川支所 TEL(0893)34-2321

内子支所 TEL(0893)44-4111

大瀬支所 TEL(0893)47-0111

五十崎支所 TEL(0893)44-2188

長浜支所 TEL(0893)52-1211

オズメッセ出張所 TEL(0893)25-0008

商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金(単利型) (愛称:NEW年金花道定期貯金)
2. 販売対象	・個人 当組合口座で老齢年金、遺族年金、障害年金等の公的年金を当組合でお受け取りされている個人の方。
3. 期間	・定型方式 1年 自動継続(利払い式に限る)のお取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・10万円以上1,000万円 ただし、1口1,000万円のお預入はできません。 口数の制限はありませんが、お一人当たり1,000万円が上限となります。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金	・スーパー定期貯金期間1年の店頭表示利率に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ※ただし、年金のお受取を他金融機関に変更された場合は、上乗せ金利を適用せず預入時に遡って金利を取り消し、各預入金額に応じたスーパー定期貯金の期間1年の店頭表示利率に変更します。 ※なお、約定利率は定期的に見直しをおこないます。 又、「NEW年金花道定期貯金」の取り扱いを中止した場合は、中止日以降に到来する満期日にスーパー定期として書き換えすると共に、利率も各預入金額に応じたスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率を適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率に年0.1%上乗せした利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日として日割計算とします ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・中間払利息は原則定期貯金とさせていただきます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
9. 中途解約時の取 扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6カ月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6カ月以上1年未満 : 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:0893-59-4182)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
12. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・期間中であっても、金利情勢等により内容変更またはお取り扱いを終了する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA愛媛たいき